

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月23日(木)午後3時00分から午後3時54分

2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室

3. 出席委員(19人)

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	4番	橋本一郎
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
	8番	高野康喜
職務代理者	9番	内田孝光
	10番	有馬日夫
	11番	門田静子
	12番	森本 健
	13番	中野敏憲
	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
職務代理者	16番	本田友治
	17番	松田林一
	18番	倉井正治
	19番	吉田寛実

4. 欠席委員(0人)

5. 出席推進委員(15人)

吉田和功
中西千代志
鞍本敏男
吉川美津治
矢鉾次義
山崎嘉智
瀬本浩和
宮本光治郎
福本啓治
高橋 豊
上原 誠
藤山利秋
橋本正治
上村正弘
上村武敏

6. 議事日程

- 第1 議案第49号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第50号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第51号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第52号 農地法第5条事業計画変更申請について
- 第5 議案第53号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第6 議案第54号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農地利用集積計画の公告）について
- 第7 議案第55号 非農地証明願について

7. 農業委員会事務局職員

局長	泉 宜孝
主幹兼係長	宮野 優
参事	橋本周斉
主事	桑野 直
主事	平川祥子
主事	北村有希

8. 会議の概要

事務局長

皆さん、こんにちは。

新型コロナウイルス感染者が全国的に見て減少傾向に向かっているものの、まだまだ、予断を許さない状況下にあります。

今回も、人数制限を図りながら、国・県が示した「新しい生活様式」を用い、総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。

ご発言につきましては、今回も挙手をしていただき、事務局職員がマイクをお持ちしますので、その場で発言していただきます。

総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭で発言していただきます。

以上、委員の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

それでは、ただ今から12月の総会を開会させていただきます。

本日の出席委員は、全員出席です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしく申し上げます。

議長

皆さんこんにちは。

今年最後の12月総会ということで、農業委員並びに推進委員の皆様方、大変お疲れ様でした。

現在、新型コロナウイルスの感染者は減少傾向となっておりますが、新たな変異株が国内でも感染者が出るなど、依然として、予断ができない状況下となっております。

このようなコロナ禍の中で、総会が滞りなく開催できましたことを、感謝申し上げます。

本来ならば、この総会后に、今年8月1日に改選し新体制となった農業委員、推進委員と中村八代市長を囲んでの懇親会を開催する予定でしたが、先月の総会で申し上げましたとおり、昨年に引き続き、開催を断念せざるを得ないことになり、大変残念に思っております。

本日は、年の瀬にもかかわらず、御多忙の中、市長に成り代わりまして農林水産部の福田部長がお越しになっております。

福田部長より、一言御挨拶をお願い致します。

農林水産部長

着座にて失礼します。

こんにちは。日頃から皆様方には、農地法等に基づく法令事務の適正な実施や農地等利用の最適化推進に御尽力頂き、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

八代市におきましては、農林水産業の更なる振興を実現するため、活力ある産業と雇用の創出による魅力に満ちたまちづくりと、災害に強く安全・安心なまちづくりのため、農村環境の整備促進などを組織目標に掲げ、事業に取り組んでおります。

さて、農業委員会におかれましては、農業委員会法の改正が行われたことに伴い、今年の8月1日に農業委員及び農地利用最適化推進委員の2回目となる改選が行われ、新体制となりました。このような中、農地法上の許可に関する事務や、「人・農地プラン」の実質化に向けた取組など、大きな役割を担っていただいております。

本市としましても、農地を守り、次の世代に引き継いでいけるよう、今後とも、皆様を始め、JA、関係機関と連携し、担い手への農地の集積・集約の加速化を図るなど、農地等利用の最適化の推進にしっかりと取り組んで参ります。皆様の引続きの御協力をお願いします。

最後に、健康には十分に留意され、素晴らしい新年を迎えられますよう心からお祈り申し上げます。

御挨拶と致します。

議長

ありがとうございました。

福田部長におかれましては、この後、公務が入っておりますので、御退席されます。

(福田部長退席)

議長

それでは、総会に戻します。

総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしく申し上げます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

10番 有馬日夫委員、11番 門田静子委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案書のとおり進行しますので、よろしく申し上げます。

議案第49号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致しますが、1ページの申請番号5番については、この後の議案第52号の農地法第5条事業計画変更申請についての7ページの申請番号2番と同時申請ですので、併せて説明をお願いします。

事務局

議案第49号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書1ページのとおり付議致します。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が5件ありました。

地目は田、6,344平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載どおりです。

申請番号1番及び2番の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

申請番号3番から5番の案件は、隣接地であり、同じ譲受人となっています。譲受人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であり、当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められ、農地法第3条第2項第1号に掲げる不許可の例外として、農地法施行令第2条第1項第1号ハに該当し、農地取得のための法人の要件を満たす必要がありません。定款により、社会福祉法人であることを確認し、事業計画にて、取得後、障がい児、障がい者のための福祉農園として活用することを確認しています。

なお、5番の案件は、議案第52号、農地法第5条事業計画変更が同時申請されていますので、一緒に説明させていただき、併せてご審議頂きたいと思っております。

議案書7ページ、申請番号2番の案件を御覧ください。

当初は、転用目的を月極駐車場として、令和3年10月4日付で許可がなされていましたが、社会福祉法人の申出により、同法人の施設利用者のための福祉農園として農地法第3条で取得する内容となっています。

それでは、御審議方、よろしく申し上げます。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、郡築。

推進委員

郡築校区の吉田です。申請番号1番について説明致します。

譲渡人は高齢で、経営規模の縮小を行っており、譲受人は農業経営に意欲的に取り組んでおり、後継者も育ち、規模拡大を目指しております。

申請地は、譲受人の家の近くでもあり、南側に会社の駐車場があるものの、東側、北側は水田で、西側は県道に面しております。

担当委員として、何ら問題はないと思われます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

2番、太田郷。

推進委員

申請番号2番、太田郷・代陽地区担当、吉川です。

12月17日に、有馬委員と現地確認を行いました。

所有権移転の案件になります。

譲渡人は、山鹿市にお住まいの方です。譲受人は、千丁町で大規模な農業経営をされており、規模拡大のため、今回の農地取得となりました。

申請地は、中片町532平方メートルの圃場で、八代第二中学校より国道3号線に向かい、△キロの地点、○○○○付近の遊休農地です。

もう一つの農地は、中片町2,254平方メートルの圃場で、熊本県南広域本部八代地域振興局より○に△△△メートル付近の基盤整備地の農振農用地です。

いずれも、農業に関しては問題ないと思えますので、御審議方、よろしく願いいたします。

議 長

3番、太田郷。

推進委員

3番、4番、5番と関連しておりますが、先程の説明にあったとおり、5番は、5条案件である7ページの2番に関連しておりますので、まず3番と4番を説明します。そして、最後に5番の案件を説明してまいりたいと思えます。

まず、3番、4番。

申請地は、新八代駅○の農地で、駅前開発20ヘクタールの中にあります。南側に用水路と市道及び新幹線ホームの延長上の高架、西側に第5条案件農地を挟んで○○○○駐車場と道路予定地、北側に排水路と○○○○駐車場、東側は○○○○の鉄塔と高压電線が上空に通っている農地が隣接しております。

申請番号3番、4番とも、譲渡人は西片町にお住まいの方々です。譲受人は、社会福祉法人で、福祉農園として利用したいとのこと。既に、新八代駅前の○○○○○○横にも、福祉農園を耕作中です。

続いて、5番。

先程、ご案内で説明されましたが、申請地は、今年、駐車場として第5条で転用許可、取得された農地です。まだ転用行為はなされておらず、農地のままです。駐車場ではないということです。

譲渡人は、不動産経営者です。譲受人は、社会福祉法人で、転用から農地に戻して、3条、所有権移転の同時申請で、福祉農園として使いたいとの申請です。

面積は757平方メートルです。変更申請地と合わせて1,608平方メートルになります。

この3番、4番、5番の案件に関しては、全委員皆様に、御意見をお伺いして、続いて、太田郷農業委員の有馬様からも御意見を拝聴したいと思いますので、御審議方、よろしくお願い致します。

議長

先程、3番から5番の案件で、担当委員から全農業委員にお諮りしたい旨の発言がありました。1番並びに2番の案件を、先に審議したいと思います。

1番、2番の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで、1番、2番の案件は認めることと致します。

よって、申請を許可致します。

続いて、3番から5番の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。有馬委員。

10番

質問があります。太田郷地区担当の有馬です。

申請中の田を確認したところ、3つの大きな疑問が浮かんできました。

1番目に、申請番号3番、4番、5番は、日当たりが悪く、〇〇〇〇の農園としては不向きと思います。

そして2番目、10月に農地転用が認められたのですが、今回、また田に戻すという申請がなされています。

3番目として、約4年前に取得された〇〇〇〇ホテルの横の土地は、約三反七畝。土地は一部が造成されていますが、現在は、年一作の畑と水田のままです。当時の土地取得の目的が、新任の私達委員には分かりません。

新八代駅前の土地は、開発優先の土地です。〇〇〇の土地取得となると、しばらく、

農地の状態が続きます。1坪、〇〇〇〇円近くの土地に、〇〇〇〇のための農園を設けたいというのは、無理があります。政策に逆行するものだと思います。

まず、ホテル横の約三反七畝の土地の開発を、先に終えてください。駅前の土地は迅速に企業誘致を進めて、農地から商業地、宅地に変わってほしいものです。

以上の点をまとめると、今度の〇〇〇の新たな土地の取得については、太田郷地区としては反対します。

よろしく審議お願い致します。

議 長

有馬委員から言われましたことにつきまして、事務局の方からお願いします。

事務局

先程の説明の繰り返しになりますが、譲受人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であり、当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められ、農地法第3条第2項第1号に掲げる不許可の例外として、農地法施行令第2条第1項第1号ハに該当し、農地取得のための法人の要件を満たす必要がありません。定款により、社会福祉法人であることを確認し、事業計画にて、取得後、〇〇〇〇、〇〇〇〇のための福祉農園として活用することを確認していますので、農地法第3条の許可要件としては、何ら問題はありません。

以上です。

議 長

他に、委員さんから何かありませんか。

内田委員。

9 番

金剛地区担当の内田です。

実は、議案書の福祉会は私の地元の福祉会でありますので、福祉会の概要を簡単に御説明致します。

開設は昭和56年で、現在、市内二十数か所に、特別養護老人ホームをはじめ、保育園など福祉関連施設を開設、運営をされております。

名称からして宗教法人と間違われやすいのですが、極めて健全な社会福祉法人です。以上、お伝えを致します。

議 長

他に、委員さんから何か質問ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

議 長

事務局の方から説明がありましたように、農地法に関して、福祉農園は問題のない手続がなされており、許可できますと事務局が言われましたので、申請どおり許可を認めるか、挙手をお願い致します。

(挙手多数)

議 長

挙手多数ということで、3番から5番の案件も認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第50号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第50号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書2ページのとおり付議致します。

今月の申請は2件で、その内容は議案書記載のとおりです。

それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。既存の宅地を拡張するものであり、土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、2番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断しました。

それでは、御審議方、よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、二見。

推進委員

二見の瀬本です。1番について説明します。

12月17日、農業委員さんと2人で現地を調査したところ、10月の総会で審議していただいた案件の隣接、申請地にも、倉庫等の建物がはみ出していたという指摘

があったため、今回の申請となります。

御審議方、よろしく申し上げます。

議 長

2番、千丁。

推進委員

申請番号2番、千丁担当委員の福本です。

先月12月の20日、農業委員、深田氏外3名で現地確認を行いました。

場所は、県道八代鏡宇土線、〇〇〇〇前。申請地は八代市千丁町太牟田字〇〇△△△△番地の〇です。

申請人が高齢により、耕作縮小を考えている中、賃貸駐車場として使用させてほしいという旨の申出があり、転用する計画に至っております。申請人は、隣接する地に迷惑がかからないよう、擁壁及び土留めをする用意があると申しております。

以上のことを考え、何の問題もないと思われまますので、審議の方、よろしくお願い致します。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。

よって、申請を許可致します。

議案第51号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いしますが、3ページの申請番号3番については、この後の議案第52号の農地法第5条事業計画変更申請についての7ページの申請番号1番と同時申請ですので、併せて説明をお願いします。

事務局

議案第51号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案書3ページから6ページのとおり付議致します。

今月の申請は、所有権移転が9件、賃貸借権が2件、使用貸借権が1件、合計の12件で、内容につきましては議案書記載のとおりです。

それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について説明致します。

1 番及び3 番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3 種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、3 番の案件については、令和3 年1 月5 日付で、農地転用許可を受けた事業計画について、新たに隣接する土地を取得し、事業計画区域を拡張するために必要となる承認申請、次の議案第5 2 号「農地法第5 条事業計画変更申請について」、7 ページの申請番号1 番と同時に申請がなされております。

当初の転用目的は、宅地分譲地2 区画として利用するものでしたが、許可後も、宅地分譲地4 区画として利用する内容となっています。

次に、2 番の案件は、概ね1 0ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1 種農地に区分されますが、流通業務施設、休憩所、給油所、その他これらに類する施設で、県道の沿道の区域に設置されるため、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

4 ページ、お願いします。

次に、4 番及び5 番の案件は、新八代駅から概ね3 0 0メートル以内に位置する農地のため、第3 種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、6 番の案件は、農業公共投資の対象となっていない1 0ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2 種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

5 ページ、お願いします。

次に、7 番の案件は、概ね1 0ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1 種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されること、また土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、8 番及び、9 番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3 種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、1 0 番の案件ですが、申請地は概ね1 0ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1 種農地に区分され、転用者は電気工事業などを営む法人で、鏡町貝洲の畑の一部に、平成3 1 年1 月2 2 日付の転用許可に基づき、営農型太陽光発電設備を設置し、3 年間の一時転用期間の満了に伴い、さらに3 年間の一時転用の更新を行うものです。

土地利用計画の内容は、引き続き、下部の農地で榊を栽培し、上部にて太陽光発電設備を設置し発電事業を継続する計画です。

また、設備の内容は、支柱の高さ3 . 0 2 5メートルから3 . 3 3メートルで、太陽光パネル1 5 0枚、パネル出力2 7 . 7 5キロワット、遮光率は6 3 . 6 8パーセントであり、パネルの直下面積は2 0 4 . 5 9平方メートルです。

榊栽培は、定植から4 年から5 年間は収穫が見込めない作物であり、また知見者か

らの意見書においても、本事業に関して、ソーラーシェアリングにおける榊の生育状態から、適切に行われているとの意見がなされています。

よって、これらの状況を総合的に勘案し、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱い」に係る農林水産省通知に基づく要件を満たし、営農の適切な継続が見込まれると判断され、一時転用許可は可能と判断しました。

6 ページ、お願いします。

最後に、11 番及び12 番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が許可は可能と判断致しました。

それでは、御審議方、よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1 番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号1 番について説明します。

申請地は、古閑中町の区画整理区域内の現況造成済みの農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。

何ら、問題がないと思います。

審議をお願いします。

議 長

2 番、松高。

推進委員

八代・松高地区の鞍本です。申請番号2 番について説明します。

11月16日に、倉井委員さんと同申請地、確認を行いました。

事業内容は、自動車修理・販売業の譲受人が申請地を取得して自動車販売・修理工場を建築する計画です。

申請地は、永碓町の県道八代臨港線の北側に隣接し、東側に市道、北側と西側は用悪水路に囲まれており、周辺農地への日照関係、水害等の影響はないと思われま

御審議方、よろしくお願い致します。

議 長

3 番、太田郷。

議 長

6番、植柳。

推進委員

植柳・麦島地区担当の矢鉾です。申請番号6番について説明します。
先日19日、吉田委員さんと現地確認致しました。
申請地は、JA南部総合支所より〇へ△△△メートル、球磨川堤防沿いです。
転用目的は、資材置場用地です。
周辺には農作物はなく、被害を及ぼす恐れはないと思われます。
御審議方、よろしくお願ひします。

議 長

7番、高田。

推進委員

それでは、高田の山崎です。よろしくお願ひ致します。
12月17日、高野委員と2人で、平山新町、高下東町の2か所を見に行き、現地で検討してきました。
平山新町の方についてですが、〇〇〇〇〇〇から〇、山の方に行きますと、〇〇〇〇〇〇というところがあります。3号線から約△△△メートル、山の方へ上った所です。その〇〇〇〇の上の方に、家を建てたいという申請がございました。
もう一つ、高下東町の方は、高田小学校から見ますと、八代駅の方へ向かう、丁度、〇の方に突き当たりがござひます。右に行くと、219号線の坂本の方へ行きますが、それから、左、〇の方に行き、△△△メートル位行つた下に、畑がござひます。〇〇〇〇をされている方で、そこを資材置場とする申請が出ております。よろしくお願ひしたいと思ひます。
検討をよろしくお願ひします。

議 長

9番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の藤山です。申請番号9番について説明します。
転用者は不動産業を営む法人で、田、3,867平米を宅地分譲する計画です。
12月17日に、本田委員とともに現地調査を行いました。
〇〇〇保育園〇側に隣接する申請地は、北側に隣接する農地がありますが、1日中陰になることもないと思われます。また、耕作者の了解も得られております。
御審議方、よろしくお願ひします。

議 長

10番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の上村です。申請番号10番について説明致します。

12月17日、本田農業委員と現地確認。

譲渡人より、平成31年1月より申請地を借りて、営農型太陽光発電を行ってきました。今回、譲渡人との話し合いにより、このまま更新することになり、引き続き申請地を利用したいとのことです。

周辺の農地には影響はないものと考えます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

11番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の橋本です。申請番号11番と12番について、関連農地ですので一緒に説明します。

先月の11月6日、本田農業委員さんと共に現地で行政書士の方から説明を受けました。

譲渡人は高齢で、農業を続けることができない状況です。譲受人は、子供が幼いうちに、自己住宅を建築したいということで、申請番号11番、住宅建設用地及び申請番号12番、同用地につながる通路用地を購入する予定だそうです。

周辺に農地はなく、影響はないと思います。

地元としては何ら問題ないと思いますので、よろしく願いします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

但し、先程、事務局から説明がありましたとおり、2番の松高と9番の鏡の案件は農地転用面積が3,000平米を越えており、また10番の鏡については営農型太陽光発電施設であるため、県の諮問会議に許可相当として進達します。

議案第52号、農地法第5条事業計画変更承認申請についてですが、先ほど3条、5条の議案で併せて説明し、許可いたしておりますので、承認したいと思いますが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、改めまして、異議がなければ挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数ということで、認めることと致します。

議案第53号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第53号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書8ページから20ページのとおり付議致します。

今月は、貸借権設定が19件、面積は7万8,983.93平方メートル、所有権移転が6件、面積は2万7,312平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断されます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願い致します。

来月、1月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、1月12日、水曜日を予定しています。

現時点で関係する地区は、昭和同仁町、千丁町太牟田、千丁町古閑出の予定です。地区の担当委員さんには、農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますので、よろしく願い致します。

以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第54号、農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第54号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理

権の取得、農用地利用集積計画を議案書 21 ページから 24 ページのとおり付議致します。

今月の農地中間管理権の取得は、賃貸借権設定が 6 件で、面積は 2 万 7,839.91 平方メートル、使用貸借権設定が 1 件で、面積は 1,066 平方メートル、合計の面積は 2 万 8,905.91 平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件に該当すると判断されます。

議案第 54 号の説明につきましては、以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第 55 号、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 55 号、非農地証明願について、議案書 25 ページのとおり付議します。今月の申請は 1 件で、その内容は議案書記載のとおりです。

1 番の案件は、山林であることの証明願です。

申請地は、以前より山林でしたが、今般、地目が畑であることが判明しました。

現地は、山林原野化して、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、令和 3 年 12 月 13 日に坂本地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。

御審議をお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1 番、坂本。

推進委員

坂本担当の宮本です。

先程、事務局から説明がありましたとおり、12 月 13 日に、中村委員と事務局職員とで現地調査を行った結果、現地は山林の様相を呈しており、非農地としても何ら問題ないと思われますので、御審議をお願い致します。

議 長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員ということで、認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定します。

本日予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第5条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出・通知がありましたので、報告します。

これもちまして、12月の八代市農業委員会を閉会致します。

皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和3年12月23日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____